



川本総第 169 号
令和元年 8 月 26 日

川根本町議会議長 中澤 莊也 様

川根本町長 鈴木 敏夫



健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 30 年度に係る健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|--------------|--------------|---------------|--------------|
| — (15.00) | — (20.00) | 4.3 (25.0) | — (350.0) |

注) () は本町の早期健全化基準



川本総第 170 号
令和元年 8 月 26 日

川根本町議会議長 中澤 莊也 様

川根本町長 鈴木 敏夫



資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度に係る資金不足比率を次のとおり報告します。

記

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 (%) | 備考 |
|------------|------------|----|
| 簡易水道事業特別会計 | 0.0 | |
| 温泉事業特別会計 | 0.0 | |
| 訪問看護事業特別会計 | 0.0 | |